

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）－抜粋－

第一遍 総則

【地方公共団体の種類】

第一条の三 地方公共団体は、普通地方公共団体及び特別地方公共団体とする。

- ② 普通地方公共団体は、都道府県及び市町村とする。
- ③ 特別地方公共団体は、特別区、地方公共団体の組合及び財産区とする。

第三篇 特別地方公共団体

第三章 地方公共団体の組合

第一節 総則

（組合の種類及び設置）

第二百八十四条 地方公共団体の組合は、一部事務組合及び広域連合とする。

- 2 普通地方公共団体及び特別区は、その事務の一部を共同処理するため、その協議により規約を定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て、一部事務組合を設けることができる。この場合において、一部事務組合内の地方公共団体につきその執行機関の権限に属する事項がなくなつたときは、その執行機関は、一部事務組合の成立と同時に消滅する。

○一関地区広域行政組合格約（平成18年岩手県指令市町村第1171号）－抜粋－

第1章 総則

（組合を組織する地方公共団体）

第2条 組合は、一関市及び平泉町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

（共同処理する事務）

第3条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同で処理する。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する事務のうち、次に掲げる事務
 - (ア) 被保険者の資格の取得及び喪失等の管理に関すること。
 - (イ) 介護認定審査会の設置及び運営に関すること。
 - (ウ) 要介護認定及び要支援認定に関すること。
 - (エ) 保険給付の事務に関すること。
 - (オ) 地域密着型サービスに関すること。
 - (カ) 介護保険事業計画の策定に関すること。
 - (キ) 介護保険料の決定並びに賦課及び徴収に関すること。
 - (ク) 財政安定化基金拠出金の納付及び相互財政安定化事業に関すること。
 - (ケ) 地域支援事業の実施に関すること。
 - (コ) 保健福祉事業の実施に関すること。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する事務のうち、次に掲げる事務
 - (ア) 一般廃棄物の処理計画（同法第6条第2項第2号に規定する事項を除く。）の策定に関すること。
 - (イ) 一般廃棄物の処理等（災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）に伴い生じた一般廃棄物の収集運搬を除く。）に関すること。
 - (ウ) 一般廃棄物処理業を行う者に対する許可に関すること。
 - (エ) 一般廃棄物処理施設（浄化槽を除く。）の設置及び管理運営に関すること。
 - (オ) 一般廃棄物（ごみに限る。）と併せて処理することができる産業廃棄物の処理に関すること。
 - (カ) 一般廃棄物処理業を行う者に対する報告の徴収、立入検査、改善命令及び措置命令に関すること。
- (3) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に規定する事務のうち、次に掲げる事務

- (ア) 浄化槽清掃業を営む者に対する許可に関する事。
 - (イ) 浄化槽清掃業者に対する指示、許可の取り消し又は事業の停止命令に関する事。
 - (ウ) 関係市町の区域内で収集された浄化槽内に生じた汚泥等の処理に関する事。
 - (エ) 浄化槽清掃業者に対する報告の徴収又は立入検査等に関する事。
- (4) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）に規定する事務のうち、次に掲げる事務
- (ア) 容器包装廃棄物分別収集計画（同法第8条第2項第2号に規定する事項を除く。）の策定に関する事。
 - (イ) 容器包装廃棄物の分別収集に関する事。
- (5) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に規定する火葬場の設置及び管理運営に関する事。
- (6) 旧伝染病隔離病舎の管理に関する事。

一関市及び平泉町と一関地区広域行政組合の担当事務の区分

介護保険及び衛生等に関する事務について、一関市及び平泉町が一関地区広域行政組合において共同処理する事務は、次のとおりです。

【一関地区広域行政組合同規約（平成18年岩手県指令市町村第1171号）第3条に規定】

区分	共同処理する事務 (一関地区広域行政組合の事務)	説明
介護 保 険 に 関 す る 事 務	(1) 被保険者の資格の取得及び喪失等の管理に関すること。	
	(2) 介護認定審査会の設置及び運営に関すること。	運営とは、介護認定審査会による介護度の審査及び判定のこと。
	(3) 要介護認定及び要支援認定に関すること。	認定調査、審査・判定及び結果通知のこと。 ※ 要介護認定及び要支援認定の申請の受付は、構成団体の事務。
	(4) 保険給付の事務に関すること。	保険給付の事務とは、給付に関わる判定や認定及び認定証等の交付、介護給付費等の支給決定及び支出、介護給付適正化に関すること。 ※ 給付に関する各種申請等の受付は、構成団体の事務。
	(5) 地域密着型サービスに関すること。	地域密着型サービスとは、高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村（一関市及び平泉町）で提供されるサービスのこと。 ○ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護など（12種類のサービス） 【別紙1参照】

区分	共同処理する事務 (一関地区広域行政組合の事務)	説明
	(6) 介護保険事業計画の策定に関する こと。	<p>介護保険事業計画とは、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画のこと。</p> <p>人口や高齢化率等を勘案し、各年度におけるサービスの種類ごとの量の見込み、地域支援事業の量の見込みを定め、見込量の確保のための方策や保険給付に要する費用の額等を3年ごとに定める。</p>
	(7) 介護保険料の決定並びに賦課及び徴収に関する こと。	
	(8) 財政安定化基金拠出金の納付及び相互財政安定化事業に関する こと。	<p>財政安定化基金とは、介護保険財政の安定を図るため、県が設置する基金のこと。</p>
	(9) 地域支援事業の実施に関する こと。	<p>地域支援事業とは、被保険者が要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防・日常生活支援総合事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護予防・生活支援サービス事業 ・ 一般介護予防事業 ○ 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営など） ○ 任意事業 <p>【別紙2参照】</p> <p>※ 一般介護予防事業及びこれ以外の事業の一部は、構成団体の事務。</p>
	(10) 保健福祉事業の実施に関する こと。	<p>地域支援事業に加えて実施できる事業のこと。財源は主に介護保険料。</p> <p>高額介護サービス費資金貸付を実施している。</p>

区分	共同処理する事務 (一関地区広域行政組合の事務)	説明
衛生に関する事務	(1) 一般廃棄物の処理計画(同法第6条第2項第2号に規定する事項を除く。)の策定に関すること。	一般廃棄物の処理計画とは、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み、分別収集の区分及び種類、適正処理、処理施設の整備のこと。 ※ 排出抑制方策は、構成団体の事務。
	(2) 一般廃棄物の処理等(災害(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害をいう。)に伴い生じた一般廃棄物の収集運搬を除く。)に関すること。	一般廃棄物の処理等とは、一般廃棄物処理施設の管理運営及び家庭から排出された廃棄物の収集運搬のこと。 ※ 自然災害、火災、爆発などにより生じた一般廃棄物の収集運搬は、構成団体の事務。 ※ 指定ごみ袋の指定は、広域行政組合の事務。
	(3) 一般廃棄物処理業を行う者に対する許可に関すること。	一般廃棄物の収集運搬及び処分を業として行う者に対する許可のこと。
	(4) 一般廃棄物処理施設(浄化槽を除く。)の設置及び管理運営に関すること。	ごみ処理施設、し尿処理施設、最終処分場のこと。
	(5) 一般廃棄物(ごみに限る。)と併せて処理することができる産業廃棄物の処理に関すること。	ごみ処理施設におけるいわゆる「あわせ産廃」の受入のこと。 ※ 対象は、受入基準により規定。
	(6) 一般廃棄物処理業を行う者に対する報告の徴収、立入検査、改善命令及び措置命令に関すること。	組合が許可した業者に対する措置等のこと。
	(7) 浄化槽清掃業を営む者に対する許可に関すること。	
	(8) 浄化槽清掃業者に対する指示、許可の取り消し又は事業の停止命令に関すること。	組合が許可した業者に対する措置等のこと。
	(9) 関係市町の区域内で収集された浄化槽内に生じた汚泥等の処理に関すること。	
	(10) 浄化槽清掃業者に対する報告の徴収又は立入検査等に関すること。	組合が許可した業者に対する検査等のこと。

区分	共同処理する事務 (一関地区広域行政組合の事務)	説明
	(11) 容器包装廃棄物分別収集計画(同法第8条第2項第2号に規定する事項を除く。)の策定に関すること。	<p>容器包装廃棄物分別収集計画とは、商品の容器及び包装の排出量の見込み、分別収集の区分及び種類、種類ごとの収集量の見込み、分別収集施設の整備のこと。</p> <p>※ 排出抑制方策は、構成団体の事務。</p>
	(12) 容器包装廃棄物の分別収集に関すること。	<p>家庭から排出された容器包装廃棄物の分別収集のこと。</p>
	(13) 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)に規定する火葬場の設置及び管理運営に関すること。	<p>釣山斎苑及び千厩斎苑は、平成26年4月1日から指定管理者による管理運営。</p>
その他の事務	(1) 旧伝染病隔離病舎の管理に関すること。	<p>所在：一関市千厩町千厩字草井沢32番1</p> <p>※ 岩手県立千厩病院に併設し、岩手県医療局に貸付。</p>

1 介護保険分野(5)の地域密着型サービスについて

	サービス	対象者	内容
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護 1～5	密接に連携を取っている介護職員と看護師の定期訪問のほか、通報や電話による随時対応サービス。
2	夜間対応型訪問介護	要介護 1～5	夜間に定期的な巡回で介護を受けられる訪問介護のほか、緊急時など、利用者の求めに応じる随時対応の訪問介護などのサービス。
3	認知症対応型通所介護	要介護 1～5	認知症と診断された方の食事・入浴などの介護や支援、機能訓練サービス。
4	介護予防認知症対応型通所介護	要支援 1・2	
5	小規模多機能型居宅介護	要介護 1～5	小規模な居住型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」や施設に「泊まる」サービス。
6	介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援 1・2	
7	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	要介護 1～5	利用者の状況に応じ、小規模な居住型の施設への「通い」、自宅に来てもらう「訪問（介護と看護）」、施設に「泊まる」サービス。
8	地域密着型特定施設入居者生活介護	要介護 1～5	定員29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームに入居している方が受ける食事・入浴などの介護や機能訓練サービス。
9	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	要介護 1～5	認知症と診断された方が共同で生活しながら受ける食事・入浴などの介護や支援、機能訓練サービス。
10	介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援 2	
11	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護 3～5	定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で受ける食事・入浴などの介護や健康管理サービス。
12	地域密着型通所介護	要介護 1～5	定員18名以下の小規模なデイサービスセンターで受ける食事・入浴などの介護や機能訓練サービス。

2 介護保険分野(9)の地域支援事業について

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

事業名	サービス等	内 容	事務の所掌
介護予防・生活支援サービス事業 【対象者】 ①要支援1・2 ②基本チェックリストによる対象者	訪問型サービス (掃除、洗濯等の日常生活上の支援)	指定事業者による従来の介護予防訪問介護に相当するサービスの給付。	広域行政組合
		ボランティアなど住民主体のサービス。	構成市町
	通所型サービス (機能訓練や集いの場など通所型のサービス)	指定事業者による従来の介護予防通所介護に相当するサービスの給付。	広域行政組合
		ボランティアなど住民主体のサービス。	構成市町
生活支援サービス	栄養改善を目的とした配食や一人暮らしの高齢者への見守りなど。	構成市町	
介護予防ケアマネジメント	総合事業によるサービスが適切に提供できるようケアプランを作成。	広域行政組合	
一般介護予防事業 【対象者】 65歳以上	ア 高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。	① 介護予防把握事業 地域の実情に応じて収集した情報等を活用し、閉じこもりなど何らかの支援を要する者を早期に把握し、介護予防活動へつなげる。 ② 介護予防普及啓発事業 介護予防活動の普及・啓発（講演会、相談会、運動教室、介護予防教室など）。 ③ 地域介護予防活動支援事業 地域における住民主体	構成市町

	<p>イ 地域においてリハビリテーション専門職等をいかした自立支援に資する取組を推進する。</p> <p>ア・イにより、要介護状態になっても、生きがい・役割をもって生活できる地域を構築し、介護予防を推進する。</p>	<p>の介護予防活動の育成・支援。</p> <p>④ 一般介護予防事業評価事業 介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証及び一般介護予防事業の事業評価。</p> <p>⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業 地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進。</p>	
--	--	---	--

(2) 包括的支援事業

事業名等	内容	事務の所掌
<p>地域包括支援センターの設置・運営</p>	<p>① 介護予防ケアマネジメント業務 介護予防事業等の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要に応じて介護予防ケアプランを作成。</p> <p>② 総合相談業務 高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を把握し、相談を受けて適切なサービスや関係機関につなげるなどの支援。</p> <p>③ 権利擁護業務 成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待や困難事例への対応、消費者被害の防止など高齢者の権利擁護の支援。</p> <p>④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 医療機関を含めた関係機関や地域の介護支援専門員(ケアマネジャー)との連携体制を構</p>	<p>広域行政組合</p>

	築し、関係機関との連携支援、専門的な個別指導や相談、指導助言、情報提供など。	
認知症総合支援事業	認知症初期集中支援チームの設置。 認知症地域支援推進員による支援機関との連携や相談。	広域行政組合
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターによるボランティア等の生活支援の担い手の養成や発掘など、地域資源の開発やネットワーク化。 協議体の設置によるサービスの開発や創出。	構成市町
在宅医療・介護連携推進事業	地域の医療・介護資源の把握、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築、在宅医療・介護連携に関する相談支援など。	構成市町

(3) 任意事業

事業名等	内容	事務の所掌
介護給付費等費用適正化事業	① 健康保険(医療)情報と介護保険の給付状況の突合など、提供されたサービスの整合性を点検。 ② 利用者本人に対するサービスの請求状況及び費用などを通知。 ③ ケアプランの点検及び指導。 ④ 介護認定調査員を対象とした研修の実施などによる要介護認定の適正化。 ⑤ 住宅改修の施工状況など、福祉用具の利用状況などの点検。	広域行政組合
家族介護支援事業	在宅の寝たきり高齢者等の家族に対する介護用品の支給。	構成市町
その他事業	① 成年後見制度利用支援事業 ② 認知症サポーター等養成事業 ③ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業 (高齢者世帯等の安否確認と併せて配食サービスをする事業など) ④ 福祉用具・住宅改修支援事業	構成市町

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）－抜粋－

第二遍 普通地方公共団体

第六章 議会

第二節 権限

【議決事件】

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。
- 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
- 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- 七 不動産を信託すること。
- 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。

十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。

十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。

十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

- ② 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

第三節 招集及び会期

【定例会・臨時会及び会期】

第百二条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

- ② 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。

- ③ 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。

第六節 会議

【表決】

第百十六条 この法律に特別の定がある場合を除く外、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- ② 前項の場合においては、議長は、議員として議決に加わる権利を有しない。

○一関地区広域行政組合議会定例会条例

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づき、一関地区広域行政組合議会定例会の回数を定めるものとする。

(定例会の回数)

第2条 一関地区広域行政組合議会定例会は、年2回とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(平成18年の一関地区広域行政組合議会定例会の回数の特例)

2 平成18年に係る一関市議会定例会の回数は、第2条の規定にかかわらず、1回とする。

○一関地区広域行政組合議会定例会規則

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合議会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、一関地区広域行政組合議会定例会条例（平成18年一関地区広域行政組合条例第3号）第2条の規定に基づき、定例会を招集すべき月を定めるものとする。

(招集の月)

第2条 定例会は、毎年3月及び9月にこれを開く。ただし、特別の必要があるときは、前月に繰り上げ、又は翌月に繰り下げて開くことができる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

○一関地区広域行政組合規約（平成18年岩手県指令市町村第1171号）－抜粋－

第2章 組合の議会

（議会の組織及び議員の選挙の方法）

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は18人とし、次に掲げる区分により、関係市町の議会において、当該議会の議員のうちから選挙する。

- (1) 一関市 16人
- (2) 平泉町 2人

（組合議員の任期）

第6条 組合議員の任期は、関係市町の議会の議員の任期による。

2 組合議員が関係市町の議会の議員の資格を失ったときは、その職を失う。

（欠員の報告）

第7条 組合議員に欠員を生じたときは、当該組合議員の所属する関係市町の長は、直ちにその旨を管理者に報告しなければならない。

（補欠選挙）

第8条 組合議員に欠員を生じたときは、当該関係市町の議会において、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

（選挙の通知）

第9条 組合議員の選挙を行うべき事由が生じたときは、管理者は、その旨を関係市町の長に通知しなければならない。

2 関係市町の長は、前項の通知を受けたときは、その旨を当該関係市町の議会の議長に通知しなければならない。

（当選人の通知）

第10条 関係市町の議会の議員の選挙により当選人が決定したときは、当該関係市町の議会の議長は、直ちに当選人に当選の旨を告知し、かつ、当選人の住所、氏名及び生年月日を当該関係市町の長に通知しなければならない。

2 関係市町の長は、前項の通知を受けたときは、直ちにその旨を管理者に通知しなければならない。

（議長及び副議長）

第11条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙する。

2 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

○一関地区広域行政組合議会傍聴規則

平成18年6月6日

一関地区広域行政組合議会規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項に規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席)

第2条 傍聴席は、議長が指定する。

(傍聴の手続き)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、指定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者が、その団体の名称、年齢及び傍聴する者の人員を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

(議場への入場禁止)

第4条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号にいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加えるおそれがある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ポスター、ビラ、プラカード、旗又はのぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑いする等騒ぎ立てないこと。
- (3) 示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、平成18年6月6日から施行する。

一般廃棄物最終処分場（新最終処分場）の整備に関する支出【平成29年度から令和3年11月の支出まで】

(単位：円)

支出の目的	平成29年度 決算額	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	令和3年度 ※11月まで の支出額	計	主な内訳	
一般廃棄物最終処分場整備候補地選 定委員会	138,244	5,760,705	3,702,331			9,601,280	候補地選定等業務委託料	7,728,720
							候補地第3次選定現況調査業務委託料	648,000
							委員謝金、委員・職員旅費	1,052,400
							高速道路通行料、会場使用料、駐車場使用料 など	94,582
							現地調査消耗品、委員昼食代、バス借上料	77,578
住民説明会、建設候補地周辺自治会 説明会、地区説明会などの開催			334,350	311,327	20,448	666,125	説明会用品購入費（ノート型パソコン、投影 機、放送用具、検温器、除菌用品など）	357,885
							反訳業務委託料	172,292
							会場使用料、印刷機使用料	135,948
組合広報紙「くらしの情報」発行			867,354	1,036,965	352,488	2,256,807	広報紙印刷代、広報紙配布依頼印刷代	1,877,150
							配送料	379,657
地形測量、地質調査						18,346,900	地形測量業務委託料	9,313,700
							地質調査業務委託料	9,033,200
その他			3,560,975	4,991,800		8,552,775	技術支援業務委託料	7,172,000
							候補地概略検討業務委託料	990,000
							候補地地形図作成業務委託料	330,000
							通信機器借上料など	60,775
計	138,244	5,760,705	8,465,010	6,340,092	18,719,836	39,423,887		
歳入	138,244	5,760,705	8,465,010	6,340,092	18,719,836	39,423,887		
(財源内訳) 国庫支出金					6,115,000	6,115,000		
分担金及び負担金	138,244	5,760,705	8,465,010	6,340,092	12,604,836	33,308,887		

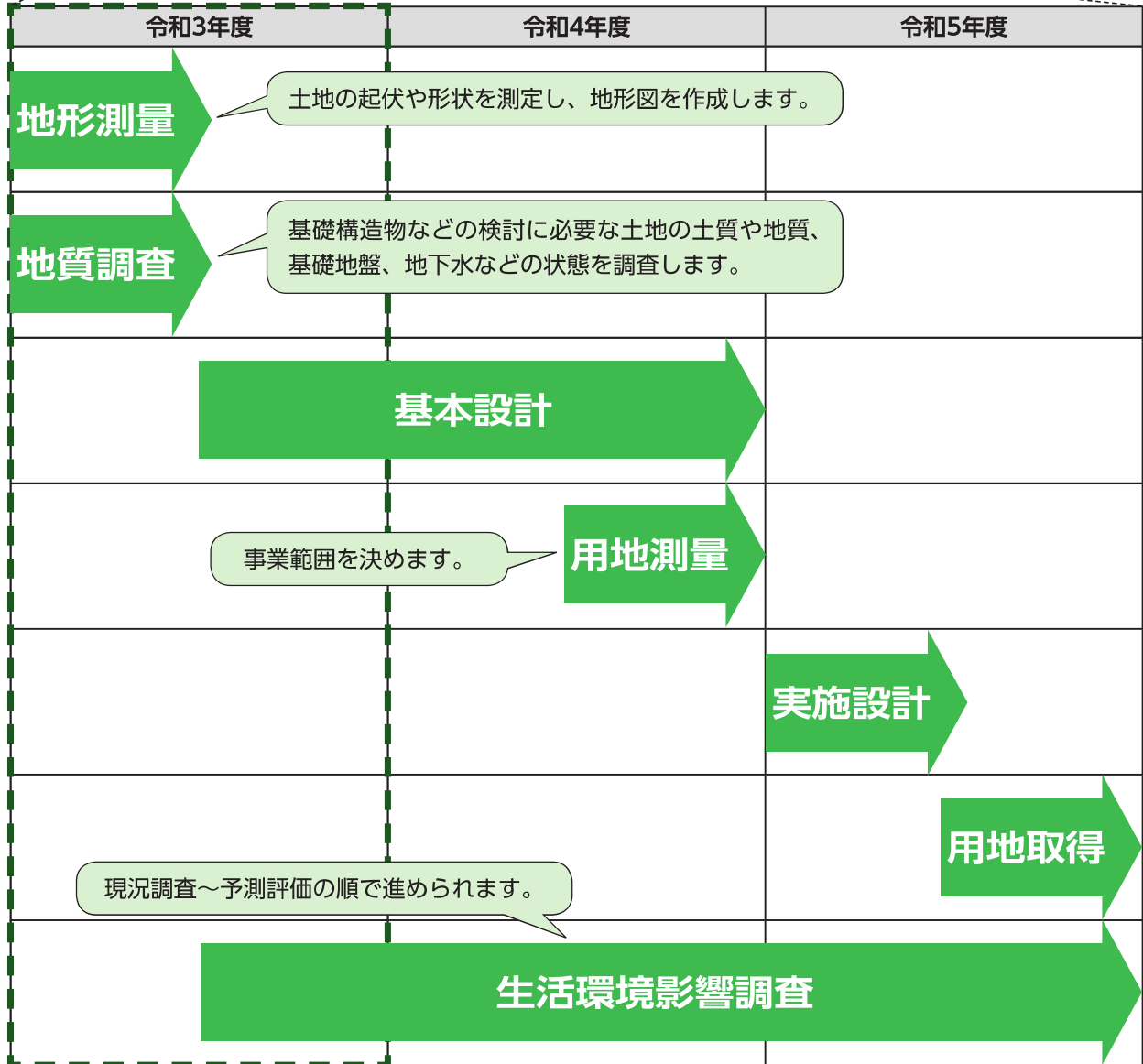
※ 新最終処分場とエネルギー回収型一般廃棄物処理施設の整備に共通する支出は、按分した。

- 一般廃棄物最終処分場整備候補地選定委員会の高速度道路通行料金や会場使用料など
- 説明会の会場使用料や放送器具購入費など
- 広報紙印刷代など

按分後の支出額は、支出1件につき円未満を四捨五入したものを「主な内訳」ごとに集計した。

【新最終処分場】

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事業内容	測量 生活環境影響調査 基本設計など			建設工事		令和8年度中 稼働開始



生活環境影響調査とは

施設が周辺地域の環境に及ぼす影響をあらかじめ調査して、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で、施設の計画を作り上げていく制度です。

組合では、住民の皆様からいただいたご意見などを踏まえながら、より良い施設となるよう施設整備検討委員会で検討し、事業を進めてまいります。詳しくは、組合ホームページをご覧ください。

今後とも皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

■ 問合せ先 一関地区広域行政組合 総務管理課

〒021-8501 一関市竹山町7-2

TEL 21-2111 内線 8751 FAX 31-3224

一関地区広域行政組合ホームページ

URL <https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/kouiki-gyousei/>



令和 3 年度

一関地区広域行政組合予算

目 次

一関地区広域行政組合予算

- 1 一般会計予算…………… (1)
- 2 介護保険特別会計予算…………… (7)

一関地区広域行政組合予算に関する説明書

- 1 一般会計予算に関する説明書…………… (13)
- 2 介護保険特別会計（事業勘定）予算に関する説明書…………… (49)
- 3 介護保険特別会計（サービス勘定）予算に関する説明書…………… (75)

一 般 会 計 予 算

議案第6号

令和3年度一関地区広域行政組合一般会計予算

令和3年度一関地区広域行政組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2,730,642千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和3年3月23日提出

一関地区広域行政組合

管理者 一関市長 勝 部 修

第 1 表 歳入歳出予算
歳入

(単位:千円)

款	項	金額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		2,308,139
	1 分 担 金	2,142,609
	2 負 担 金	165,530
2 使 用 料 及 び 手 数 料		190,998
	1 使 用 料	436
	2 手 数 料	190,562
3 国 庫 支 出 金		69,299
	1 国 庫 補 助 金	65,218
	2 委 託 金	4,081
4 財 産 収 入		5,927
	1 財 産 運 用 収 入	5,926
	2 財 産 売 払 収 入	1
5 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
6 繰 入 金		120,000
	1 基 金 繰 入 金	120,000
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		36,277
	1 組 合 預 金 利 子	10

(単位:千円)

款	項	金額
	2 雑 入	36,267
歳 入	合 計	2,730,642

歳 出

(単位:千円)

款	項	金額
1 議 会 費		3,099
	1 議 会 費	3,099
2 総 務 費		60,259
	1 総 務 管 理 費	60,175
	2 監 査 委 員 費	84
3 衛 生 費		2,602,671
	1 衛 生 総 務 費	92,332
	2 火 葬 場 管 理 費	58,450
	3 ご み 処 理 費	2,076,808
	4 し 尿 処 理 費	375,081
4 公 債 費		54,613
	1 公 債 費	54,613
5 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	2,730,642

第 2 表 継 続 費

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3 衛生費	3 ごみ処理費	エネルギー回収型一般廃棄物処理施設環境影響評価事業	183,027	令和3年度	90,021
				令和4年度	89,249
				令和5年度	3,757
		一般廃棄物最終処分場生活環境影響調査等事業	98,250	令和3年度	43,351
				令和4年度	48,115
				令和5年度	6,784